

倫理委員会議事次第

(第 100 回 2025 年 10 月 28 日 (火) 14:00~15:50)

I 開会

II 議題

審議事項

1. サステナビリティに関する倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正公開草案について

【資料 1-1~1-3】

2. タックス・プランニングに関する倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正公開草案について

【資料 1-1~1-3】

協議事項

1. 外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正公開草案について

【資料 1-1~1-3】

報告事項

1. IESBA 9 月会議報告について

【資料 2】

2. 会員からの職業倫理相談状況について

【資料 3】

III 閉会

以 上

資料No.	資料
1-1	第17回倫理委員会有識者懇談会報告
1-2	倫理規則実務ガイドンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイドンス)」の公開草案の概要
1-3	倫理規則実務ガイドンス第1号「倫理規則に関するQ&A(実務ガイドンス)」改正案
2	IESBA9月会議報告
3	会員からの職業倫理相談状況

2025年10月28日
第100回倫理委員会
配付資料No. **1-2**

倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案の概要

－タックス・プランニング及びサステナビリティ－

2025/10/28



目次

I. 本公開草案の公表の経緯

1. 本公開草案の公表の経緯
2. 実務ガイダンスの確定スケジュール

II. 本公開草案の概要

1. タックス・プランニング業務及び関連業務に係るQ&A
2. サステナビリティ保証業務に係るQ&A

I 本公開草案の公表の経緯

1. 本公開草案の公表の経緯（1/2）

- 国際会計士倫理基準審議会（IESBA）から、「タックス・プランニング業務及び関連業務に関するIESBA倫理規程改訂（2024年4月14日公表、2025年6月30日後に開始するタックス・プランニング業務から適用開始）」が公表されたこと等を踏まえて、2025年7月23日付けて本会の倫理規則の改正を行った。
- IESBAから次の倫理規程の改訂が公表されたこと等を踏まえて、2025年10月15日に本会から倫理規則改正の公開草案を公表した。
 - ① サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）及びサステナビリティ保証業務・報告に関するその他のIESBA倫理規程の改訂（2025年1月17日公表、2026年12月15日適用）
 - ② 外部の専門家の作業の利用に関するIESBA倫理規程の改訂（2025年1月17日公表、2026年12月15日適用）

1. 本公開草案の公表の経緯（2/2）

- 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」は、本会倫理規則の適用上の留意点や具体的な適用方法の例示を実務上の参考として示すものである。本実務ガイダンスは、会員の業務に関する公表物の取扱いに関する細則第2条第1項第4号の研究報告に該当するものであり、会則第48条に基づく基準等には該当しない。会員は、本実務ガイダンスを業務の参考にするに当たり、関連する倫理規則の要求事項を遵守し、適用指針を十分に勘案して対応する必要がある。
- 倫理規則の改正内容とIESBAから公表されているスタッフQ&Aを踏まえ、倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関するQ&A（実務ガイダンス）」について、次の項目に関する改正を行う。
 - ▶ タックス・プランニング業務及び関連業務に関する項目
 - ▶ サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関する項目
 - ▶ 外部の専門家の作業の利用に関する項目

2. 実務ガイダンスの確定スケジュール

- 本公開草案は本年11月に公表し、来年3月に確定公表を予定している（下記①及び②）。
- 外部の専門家の作業の利用に係る項目については、倫理規則の改正に伴う現行実務ガイダンスの適合修正と併せて、本年12月に公開草案を公表し、来年3月に確定公表を予定している（下記③及び④）。

2025年

- ①サステナ保証に関するQ&A
②タックス・プランニングに関するQ&A

- ③外部の専門家の作業の利用に関するQ&A
④現行Q&Aの適合修正

11月

公開草案

12月

公開草案期間
(1か月予定)

公開草案

2026年

3月

確 定 公 表

II 本公開草案の概要

1. タックス・プランニング業務及び関連業務に係る倫理規則に関する項目新設するQ&A

- 2025年5月にIESBAから公表されたタックス・プランニング業務及び関連業務に係るスタッフQ&Aを参考に、我が国の実務を考慮して、倫理規則実務ガイドンス第1号「倫理規則に関するQ&A」に、次の項目を新設する。

項目	QAの 個数	主な内容	
セクション280 (所属する組織 に対する業務) 及びセクション 380(依頼人 に対する業務)共 通のQ&A	19	<ul style="list-style-type: none">公共の利益のために行動する職業会計士の役割タックス・プランニング業務とタックス・プランニング業務に含まれない業務の区別信頼できる根拠「スタンドバック」の検討	<ul style="list-style-type: none">不確実な状況への対処タックス・プランニング業務の提供又は従事から生じる潜在的な阻害要因意見の相違クロスボーダーのタックス・プランニングセクション280及びセクション380の適用場面
セクション280 に関するQ&A	2	<ul style="list-style-type: none">外部の税務専門家タックス・プランニングの新たな動向	
セクション380 に関するQ&A	5	<ul style="list-style-type: none">タックス・プランニング業務と税務コンプライアンス業務の区別関連業務の提供におけるスタンドバックの検討	<ul style="list-style-type: none">タックス・プランニング業務の提供から生じる潜在的な阻害要因第三者への紹介適用の対象
合 計	26		

1. タックス・プランニング業務及び関連業務に係る倫理規則に関する項目 IESBAスタッフQ&Aとの相違

- 以下の設問は、IESBAスタッフQ&Aに含まれていないが本会実務ガイダンスに設けている設問又はIESBAスタッフQ&Aにあるものの本会実務ガイダンスに含めていない設問を示している。

	項目	内容
実務ガイダンス に追加した設問	Q280-9-1	倫理規則セクション280又は380のいずれが適用されるかのケース別の解説
	Q380-13-1	会員が税理士としてタックス・プランニング業務を提供している場合の対応
実務ガイダンス に含めない設問	IESBA Q&A Q20	地元の組織でボランティアとして働いている職業会計士が行うタックス・プランニング業務に適用される倫理規程のセクション
	IESBA Q&A Q21	金融機関に所属している職業会計士が行うタックス・プランニング業務に適用される倫理規程のセクション
	IESBA Q&A Q28	職業会計士でない者が行うタックス・プランニング業務への倫理規程の適用

2. サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目 新設するQ&A（1/2）

- 2025年6月にIESBAから公表されたサステナビリティ保証業務に係るスタッフQ&Aを参考に、我が国の実務を考慮して、倫理規則実務ガイドンス第1号「倫理規則に関するQ&A」に、次の項目を新設する。

項目	QAの個数	主な内容
サステナビリティ保証業務の実施者に適用される規定	1	業務の種類に応じた倫理規則の適用範囲
倫理に関する規則の対象範囲	1	パート5の構成
倫理規則パート2に関連する倫理規則パート5の同等性	1	パート2とパート5の関係
違法行為への対応	2	違法行為への対応に関する規定が適用される状況
パート5における独立性に関する規則の範囲	4	パート5の独立性に関する規則の対象となる業務
独立性が求められる期間	1	会計事務所等の独立性が求められる期間
社会的影響度の高い事業体	1	社会的影響度の高い事業体に該当するかの判断

2. サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関連する項目 新設するQ&A（2/2）

項目	QAの個数	主な内容
業務チーム及びサステナビリティ保証業務チームの決定	1	業務チームの構成員の範囲
グループサステナビリティ保証業務	5	グループサステナビリティ保証業務に適用される規定
バリュー・チェーン構成単位	8	バリュー・チェーン構成単位について保証作業を実施する業務実施者の独立性
業務チーム外の他の業務実施者の作業の利用	9	作業の利用に際して業務実施者が遵守する規定
報酬	3	報酬関連情報の開示
長期関与	1	審査担当者としての関与
非保証業務	4	サステナビリティ保証業務の依頼人に対する提供
定義	1	関連事業体の範囲
経過措置	2	非保証業務の提供、ローテーション
合　計	45	

2. サステナビリティ保証業務に係る倫理規則パート5に関する項目 IESBAスタッフQ&Aとの相違

- 以下の設問は、IESBAスタッフQ&Aに含まれていないが本会実務ガイダンスに設けている設問又はIESBAスタッフQ&Aにあるものの本会実務ガイダンスに含めていない設問を示している。

	項番	内容
実務ガイダンスに追加した設問	Q5100-1-1	サステナビリティ保証業務の実施者に適用される規定
実務ガイダンスに含めない設問	IESBA Q&A Q2	本会会員以外の業務実施者によるIESBA倫理規程の遵守
	IESBA Q&A Q43	社員等とリーダーの相違点



2025年10月28日
第100回倫理委員会
配付資料No. 2

IESBA 9月会議報告

2025/10/28



IESBA会議（2025年9月）の概要

- 2025年9月16日から19日までの4日間にて、リスボンで実施した。ボードメンバー17名中16名が対面で、1名がオンライン形式で参加した。
- 会議に先立って、2025年9月15日にIESBA倫理及び独立性カンファレンス2025が開催された。
- 次回の会議予定：2025年12月8日から12日までの計5日間の日程で、ニューヨークにて対面形式で開催される。

IESBA倫理及び独立性カンファレンス2025

- 様々なステークホルダーとの対話を重視しているIESBAが**最近の倫理に関連する以下のトピック**について、それぞれの専門家を招いてパネルディスカッションを行った。
 - ▶ 規制がシフトしマーケットが変容する世界における倫理
 - ▶ 炉辺談話：資本市場の信頼と透明性
 - ▶ 倫理的文化とガバナンス：会計事務所の回復力と社会的信頼の強化
 - ▶ 「倫理を読み解く」倫理とイノベーションは対立するか？監査と会計におけるテクノロジーの将来
 - ▶ 会計におけるプライベート・エクイティの台頭：戦略的パートナーシップか公共の利益に対するリスクの増大か
 - ▶ 岐路に立つ会計士：倫理と金融犯罪との闘い

会議の内容

- 戦略及び作業計画 2028-2031
- 会計事務所等の文化及びガバナンス
- 採用と実施
- 集団投資ビークル（CIV）及び年金基金
- 最高財務責任者（CFO）の役割
- 職業会計士に限定されないパート4B
- 実施後レビュー：違法行為への対応及び再構成版倫理規程
- テクノロジー

各項目の詳細については、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）会議報告を参照されたい。

戦略及び作業計画 2028-2031

● 背景

- ▶ 現行の戦略及び作業計画が2027年末で終了することに伴い、2028年から2031年までの戦略及び作業計画を策定することとした。

● 概要

- ▶ IESBAはIAASBと両者共通の価値提案（Value Proposition）を行うことを目的に、共同調査（Joint Survey）を実施することとした。2025年12月に両ボード会議で共同調査草案の承認を得て、翌1月に公開する（90日のコメント期間）。共同調査において寄せられた意見は、戦略及び作業計画に関する討議資料（Consultation Paper）に反映される。

● 議論

- ▶ 共同調査においては、投資家などステークホルダーからのコメントを得やすくする工夫が必要であること、共通の価値提案も重要だが、それぞれのボード固有の価値提案も考慮すべきとの意見があった（日本）。

会計事務所等の文化及びガバナンス（1/2）

● 背景

- ▶ 近年、複数の法域において会計事務所による非倫理的行為の事例が数多く発生しており、プロフェッショナルに対する公共の信頼を損なう結果となった。IESBAは、現行の戦略及び作業計画において、本プロジェクトを戦略的優先度をもって扱うこととした。2024年12月のボード会議において、IESBA倫理規程を改訂するプロジェクトと、非公式文書（NAM）を策定するプロジェクトの2本を同時に進めることが決定された。
- ▶ 本年6月の会議において、ステークホルダーとの対話から得られた意見を踏まえ、本年12月に公開草案を公開するためには準備不足が懸念されることから、優先順位を入れ替え（re-sequence）、**2026年6月までは情報収集とNAMの開発を進めるとした。**
- ▶ 議論に先立って、議長からは、優先順位を入れ替えただけで、基準作成プロジェクトを放棄したわけでも、諦めたわけでもないとの発言があった。

会計事務所等の文化及びガバナンス（2/2）

● 概要

- ▶ 6月会議で決定したプロジェクトの組立直し（re-sequence）の方針の下に、2026年6月までの情報収集の過程と**NAMの作成の過程において利用する八つのビューポイント**について議論した。また、9月までに包括的なビューポイントを策定することが表明された。

● 議論

- ▶ ビューポイントが対象をリーダーシップ層に絞り、過剰な内容を含まない良い出発点となる、また包括的なビューポイントを適時に公開することは意義があると指摘した。また八つのビューポイントの中でも、倫理的リーダーシップの重要性を説くボードメンバーが多くかった。

● ビューポイント

- ▶ ①説明責任、②報酬制度、③自由な議論と異議申立て、④教育と研修、⑤透明性、⑥倫理的リーダーシップ、⑦監督とガバナンス、⑧独立した意見の提供

集団投資ビークル（CIV）及び年金基金

● 背景

- ▶ PIEの定義見直しプロジェクトにおいて、当初、PIEの必須カテゴリーに含められていたCIV及び年金基金（併せて「投資スキーム」）は、最終案では必須カテゴリーから除外された。これら投資スキームは、財務的破綻における投資家等一般公衆に対するリスクが高いことから、IESBAはPIOBに対して、監査人の独立性の観点からの包括的な見直しを約束していた。

● 概要

- ▶ IESBAは、投資スキームの監査の実務、独立性上の扱いに関する情報を収集するために調査を実施し、また、**投資スキームに対するIESBAの見解に対する意見を徴収するため討議資料（Consultation Paper : CP）を発行した**。CPに対する回答者の反応は多様であり、**基準を改訂することに消極的な意見も少なくなかった**。

● 議論

- ▶ CPの結果を受けて、会議では、プロジェクトを進めることに懐疑的な意見も少なくなく、議長が本プロジェクトの即時中止か、12月会議での中止・継続を決定するかの意見を求めたところ、**17名中6名のボードメンバーが即時中止に賛成**したものの、結論は12月に持ち越された。

最高財務責任者（CFO）の役割

● 背景

- ▶ 近年、CFOの役割が、財務管理に焦点を当てたものから、ガバナンス、サステナビリティ、デジタルトランスフォーメーション、企業リスク管理へと拡大していることから、CFOに求められる倫理の水準を上げようとするものである。

● 概要

- ▶ **本プロジェクトの範囲を、CFO及び公共部門における同等の役割を担うその他の上級PAIBとすることが提案された。** この範囲を前提に、CFOの進化する役割、直面する倫理的課題について調査を行い、その結果を基に、現行の倫理規程の改訂の必要性、倫理上の課題に関連するNAMを作成するべきかどうかを検討し、提言することとしている。

● 議論

- ▶ **非職業会計士であるCFOも対象範囲に含めることが提案されているが、倫理規程適用の実効性の観点から懐疑的な意見が少なくなかった。** 議論の結果、プロジェクトの立上げが承認された。

● 今後

- ▶ 2026年第1四半期にラウンドテーブルを予定している。

特定の職業に限定されないパート4B

● 背景

- ▶ パート5のIISが適用されないサステナビリティ保証業務に対する独立性基準を強化する可能性の検討は、現行の戦略及び作業計画に含まれている。

● 概要

- ▶ 本プロジェクトを実施すべきかどうか、特定の職業に限定されない規定とすべきかどうかをIESBAへ提言するための事実確認を行うことをプロジェクトチームの目的とすることが提案された。

● 議論

- ▶ 非職業会計士をプロジェクトの範囲から外すべきとの意見はなかった。また、PIOBから職業会計士と非職業会計士の間で公正な競争条件を整えることの重要性が指摘された。一方で、非職業会計士にパート4Bを適用することの実務上の困難性を指摘する声は多かった。プロジェクトの立上げが承認された。

● 今後

- ▶ 本年第4四半期から2026年第2四半期にかけてアウトリーチを実施し、2026年6月のボード会議でプロジェクトチームの最終報告書提出が予定されている。

実施後レビュー：違法行為への対応及び再構成版倫理規程

● 背景

- ▶ 実施後レビューは、現行の戦略及び作業計画に含まれている。

● 概要

- ▶ 実施後レビュー（Post-Implementation Review: PIR）の対象として「違法行為への対応（NOCLAR）」及び「再構成版IESBA倫理規程」が、IESBAの意図通りに理解され、実施されているかを評価するとともに、実務上の課題を特定し、必要な対応策を検討することが示された。

● 議論

- ▶ 各法域において、IESBA倫理規程がその意図通りに実施されたことを確認するのも重要であるが、その改訂によってどのような効果があったかを把握することも重要であるとの意見があった。日本からは、PIR後に新基準を導入する場合は、コストと便益の比較も重要であると提言した。

● 今後

- ▶ 本年第3四半期にPIRの実施計画の素案を提示するとともに、第4四半期にステークホルダーのPIRに対する認知度の向上と情報収集のために公開調査を策定し、12月のボード会議での承認を経て、2026年第1四半期に実行する予定である。同時にターゲットを絞ったアウトリーチを実施する予定である。



2025年10月28日
第100回倫理委員会
配付資料No. **3**

会員からの職業倫理相談状況

2025/10/28



会員からの職業倫理相談状況（2025年10月）

- 2025年10月27日：3件
- 相談カテゴリー
 - ローテーション（2件）、その他（1件）

作業部会 審議日	相談事項
10月27日	① 監査業務の主要な担当社員等のローテーションの要否について（信用金庫の場合）
	② 子事業体の監査業務に関与した後にその親事業体の監査業務に関与する監査法人社員の継続関与期間の算定について
	③ 株主代表訴訟が提起された際の監査契約の継続について

